

令和5年5月9日

保護者 様

皆生養護学校長

感染症法上の位置付けの変更に伴う新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃から、本校教育に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類相当に移行されました。

については、学校においても教室等の換気や手洗い等の衛生管理の励行など基本的な感染防止対策を引き続き行って参りますので、家庭においても下記の対応について御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 健康観察と有症時には登校を控えていただきたいこと

幼児児童生徒本人が体調不良（発熱等）の場合には、これまでと同様、無理に登校せず医療機関への受診や相談をお願いします。

なお、同居の御家族等が新型コロナウイルス感染症の陽性あるいは疑いによる体調不良がある場合も学校に御一報ください。幼児児童生徒が無症状の場合は登校可能ですが、状況により登校を控えていただく場合や個別対応等を検討する場合があります。

2 マスク着用について

（幼児児童生徒）

- ・基本的にマスクの着用は求めませんが、活動場面や学校生活の状況に応じてマスクの着用を推奨する場合があります。

（教職員）

- ・学校教育活動継続の観点から、当面の間原則としてマスクを着用します。

（保護者の皆様）

- ・校内での感染拡大防止対策を引き続き徹底します。保護者におかれましては、本校は医療機関と同等の配慮が必要であることを鑑み、幼児児童生徒の状況に御配慮いただき、マスク着用推奨に御協力をお願いします。

3 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

発症日翌日から5日間 かつ 症状が軽快した後1日経過するまで